

長野市道路占用工事等共通仕様書の改正点について

① 一部地域での舗装本復旧範囲の緩和

市道を縦断占用するものについては、現在の舗装本復旧指示は1車線であれば全幅員の復旧指示であったが、今回、建設部で協議した結果、都市計画区域外に限り3mを超えるものに関しては協議の上、影響範囲で良いものとしたもの。(参考対象ページ：P11、P35)

② コンクリート舗装工の条件の追加

掘削工事や山間部などの小規模工事において、コンクリート舗装とまで言えないような復旧については、やむを得ない場合においては、協議の上、曲げ強度でなくても使用できるように条件を追加したもの。(参考対象ページ：P17)

③ 車道部縦断占用の舗装本復旧について路盤先行方式への緩和

現在の掘削後の埋め戻しについては、掘削工事の上層路盤まで先行して埋め戻しが可能な路盤先行方式としていたが、縦断占用の埋め戻しについても路盤先行方式を可能とした。
(参考対象ページ：P30～32)

④ 交通量別指定路線一覧表の誤表記の修正

路線図と一覧表と付け合せした結果、誤表記が判明したため修正したもの。

⑤ 交通量別指定路線図の誤表記の修正

県道部分が市道として表記されていたものを削除した。

⑥ 長野市道路占用許可基準抜粋編の修正

平成17年時の抜粋編であったことが判明したもので現在の占用基準に修正した。

⑦ ①～⑥に伴うページの移動